

介護保険の対象となるサービス

*利用料金を計算する際、端数処理の関係で、以下に掲げる金額と若干異なる場合があります。

①要介護の方

○1回当たりの基本料金は次のとおりです。

	6時間以上～7時間未満	7時間以上～8時間未満
要介護1	584単位	658単位
要介護2	689単位	777単位
要介護3	796単位	900単位
要介護4	901単位	1023単位
要介護5	1008単位	1148単位

○サービス提供体制強化加算Ⅰ 22単位

○介護職員等処遇改善加算Ⅰ

1月あたりの総利用者単位数に介護保険サービス種類別加算率（9.2%）を乗じた単位数が加算されます。

ただし、当該加算は、区分支給限度基準額の算定対象から除外されます。

○同一建物（ケアハウス）に居住する利用者の減算

基本サービス利用者単位数から1回につき94単位を減算いたします。

○送迎を行わない場合 片道47単位減算

○次のサービスを選択していただけます。

・入浴介助加算（Ⅰ）

入浴介助を行います。寝たきりの方も機械浴槽を使用して入浴できます。一般入浴、特別入浴の区別なく介助を行った場合、1日につき40単位が加算されます。

・入浴介助加算（Ⅱ）

入浴介助加算（Ⅰ）の要件に加えて、医師等と連携して個別の入浴計画を作成し、計画に基づいて入浴介助を行った場合、1日につき55単位が加算されます。

・個別機能訓練加算（Ⅰ）ロ

機能訓練指導員が個別機能訓練計画に基づき計画的に実施します。利用料金は、1日につき76単位加算されます。

・科学的介護推進体制加算

LIFE へのデータ提出とフィードバックの活用により、PDCA サイクルの推進とケアの質の向上を図る取り組みを実施します。1月につき40単位が加算されます。

②要支援の方

○基本料金は次のとおりです。

岡山市	(介護予防従来型)	(日割)
1) 要支援1	1,798単位/月	59単位/日
2) 要支援2	3,621単位/月	119位/日

久米南町	(独自一緩和型サービス)	(日割)
1) 要支援1	1,618単位/月	53単位/日
2) 要支援2	32,59単位/月	107位/日

○サービス提供体制強化加算 I

岡山市	(介護予防従来型)
1) 要支援1	88単位/月
2) 要支援2	176単位/月

久米南町	(介護予防従来型)
1) 要支援1	79単位/月
2) 要支援2	158単位/月

○介護職員等処遇改善加算 I

1月あたりの総利用単位数に介護保険サービス種類別加算率(9.2%)を乗じた単位数が加算されます。

ただし、当該加算は、区分支給限度基準額の算定対象から除外されます。

○同一建物(ケアハウス)に居住する利用者の減算

基本サービス利用単位数から要支援1 4回分×94単位

要支援2 8回分×94単位

減算いたします。

○科学的介護推進体制加算

LIFE へのデータ提出とフィードバックの活用により、PDCA サイクルの推進とケアの質の向上を図る取り組みを実施します。1月につき40単位が加算されます。

○次のサービスを選択していただけます。

・運動器機能向上加算

機能訓練指導員により、契約者の心身等の状況に応じて、日常生活に必要な運動機能の維持・向上又はその減退を防止するための訓練を実施します。

利用料金は1月につき225単位が加算されます。

※利用料金の計算方法

基本サービスの利用単位数と加算単位数の合計に、厚生労働省が定めた地域区分による1単位あたりの単価（1単価＝10.14円）を乗じた額（1円未満切捨て）から介護保険給付額を除いた金額（自己負担額）をお支払いいただきます。

介護保険の対象とならないサービス（要介護、要支援の方に共通）

○食事の提供

契約者に提供する食事の費用（おやつ代込み）

料金：1回あたり 600円

○体験利用・見学の方

体験利用料および昼食代（600円）をお支払いいただきます。

上記金額は令和7年4月現在のものです。

サービスに応じて金額の変動があります。

詳細につきましては、生活相談員にお問い合わせ下さい。

また、介護予防制度、介護保険制度及び介護認定は、『ご利用申し込み』をご覧ください